

議案第4号

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手駅北土地区画整理事業の実施に伴い、とりでアートギャラリーを一時休止し、新たな場所に移転するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 745 783 871"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民ギャラリーの部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) <u>ギャラリー</u>を美術に関する作品等の展示以外の目的で使用するとき。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第4条 <u>ギャラリー</u>の利用の承認を受けた者は、<u>1週間</u>の利用につき、<u>別表</u>に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が<u>1週間</u>に満たないときは、<u>1週間</u>の利用とみなす。</p>	名称	位置	市民ギャラリーの部	(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="807 745 1390 976"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>とりでアートギャラリー</u></td> <td><u>取手市新町二丁目1番31号</u></td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリーの部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用の承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) <u>とりでアートギャラリー</u>を美術に関する作品等の展示及び展示販売以外の目的で使用するとき。</p> <p>(2) <u>市民ギャラリー</u>を美術に関する作品等の展示以外の目的で使用するとき。</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料等)</p> <p>第4条 <u>とりでアートギャラリー</u>の利用の承認を受けた者は、<u>1日</u>の利用につき、<u>別表第1</u>に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が<u>1日</u>に満たないときは、<u>1日</u>の利用とみなす。</p> <p>2 <u>前項に規定する者のうち、展示品等の販売を目的として利用する者は、前項の使用</u></p>	名称	位置	<u>とりでアートギャラリー</u>	<u>取手市新町二丁目1番31号</u>	市民ギャラリーの部	(略)
名称	位置										
市民ギャラリーの部	(略)										
名称	位置										
<u>とりでアートギャラリー</u>	<u>取手市新町二丁目1番31号</u>										
市民ギャラリーの部	(略)										

料に 200 パーセントに相当する額を加算した額を納入しなければならない。

- 3 市民ギャラリーの利用の承認を受けた者は、1 週間の利用につき、別表第 2 に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が 1 週間に満たないときは、1 週間の利用とみなす。

別表第 1 を削り，別表第 2 を別表とする。

付 則

この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。